

返戻金制度

- 返戻金制度（紹介により就職した求職者が短期退職した場合に、手数料の 1 部を返戻する制度）を設けています。
- 自己都合または求人者の就業規則に基づき解雇に至った場合、下記の通りの返戻金となります。

1 ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の 70%に相当する額
2 ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の 50%に相当する額
3 ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の 25%に相当する額